

Ⅲ 教員・教員組織

[1] 現状の説明

<1> 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか 《大学全体》

本学の教員組織は、本学の理念、目的に基づき各学部・学科、研究科・専攻の教育目標、理念、目的を達成できるよう教育研究分野や学生数等の規模等により全学的な方針により編制されている。各学部、分野の役割分担を明確にするとともに、効率的な連携を図ることを目的として「教育基本法」「学校教育法」「大学設置基準」「大学院設置基準」及び「専門職大学院設置基準」の要件に基づき、「教育職員任用規程」《資料Ⅲ-1》及び「教育職員選考基準規程」《資料Ⅲ-2》を遵守し、規定された必要専任教員数を上回る人数で組織されている。

設置基準上の必要教員数は上回るものの、2009年度に受審した第1期大学（認証）評価において、教員1人当たり学生数が多いとされた学部のうち経済学部については、教学及び法人の会議体における審議、最終的には理事会の議を経て、後述するとおり新規教員採用を行った。また、法学部、経営学部はそれぞれの学部における将来構想等に係る検討の進捗状況を踏まえた対応を行うこととしている。

なお、大学院は専門職大学院法務研究科及び歴史民俗資料学研究科を除き、学部を基礎として研究科を積み上げる構造で編制していることから、大学院研究科及び専攻の担当教員は、学部にも所属している教員がこれを兼ねることを原則としている。また、各研究科は、大学院設置基準第3章「教員組織」第9条に規定されている資格を有することを基準とし、各研究科委員会において審議を行い、博士前期・後期課程の担当教員を決定し、教員組織の編制を行っている。

教養科目担当教員は、各学部にも所属することを原則とし、任用の手続き等を行っている。本学は教養学部を設置していないため、各学部において一定の基準数を定め教員の配置を行っている。外国語科目担当教員については、横浜キャンパスは外国語学部、湘南ひらつかキャンパスは経営学部配置している。また、全学に係る教職課程及び学生相談室担当教員は、定員数を定め人間科学部及び経営学部配置している。

本学の教員は、「神奈川大学の目的・理念」に基づく4つの方針並びに教育目標を十分に理解し、研究者としての専門的力を有するとともに、学生が自ら学ぶ力と成長する力を身につけるよう支援する教育的力を有する人材が求められている。

それを具体化するため、2012年度の自己点検・評価活動として、「求められる教員像」及び「教員組織の編制方針」《資料Ⅲ-3 No.2》を明文化し、全学で定めた方針のもと、各学部・研究科の専門分野に相応しい教育理念・目的に沿った教育研究を進めるために、各学部・研究科においても方針を掲げ、魅力のある教員組織の充実に努めている。

【神奈川大学の教員に求められる教員像】

本学の教員は、「神奈川大学の目的・理念」に基づく4つの方針並びに教育目標を実現するため、次のことにたえず努めます。

1. 学生が自ら学ぶ力と成長する力を身につけることができるよう、基礎的学力の向上と人間的成長を支援します。
2. 幅広い教養と専門的、体系的知識を有機的に関連づけて系統的に学生に教授できるよう、授業方法の改善と授業内容の充実に取り組みます。
3. 各自の専門分野及び関連領域の研究を推進するとともに、研究の成果を学生の教育・研究指導に活かすよう心がけます。
4. 各自の専門分野の研究成果を社会に還元し、広く人類の福祉と国際社会の発展に寄与できるように心がけます。
5. 「神奈川大学研究倫理綱領」を遵守し、学問的良心に従って研究を自律的に遂行するとともに、教育の場においても個人の人格を尊重し、人種、性、宗教、思想及び信条などの違いによって差別することがないよう、高い倫理的意識をもち公平、公正を保ちます。

【教員組織の編制方針】

本学は、本学の理念、目的及び教育目標を達成するために、十分な教員を配置します。

1. 各学部、大学院の各研究科の教育研究分野及び学生の収容定員を基本とし、全学的な計画に基づく、国際化の時代に相応しい、教育研究上必要な規模の教員組織を設けます。
2. 教員の募集、採用、昇任等については、諸規定に基づき、教育研究水準の維持向上及び活性化を図るために人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学会及び社会における活動実績、年齢構成及び男女の機会均等に配慮し、公正かつ適切に行います。
3. 教員組織を編制するに当たり、職位に相応しい役割分担の下で、組織的な連携推進体制が確保できるよう努めます。

《1 法学部・法学研究科》

本学部に求められる教員像としては、まずもって、法学・政治学に関する各自の専門分野及び関連領域の研究を推進し、高度な学識を蓄積するとともに、研究成果を学生の教育・研究指導に活かすことにより、地域社会をはじめ国際社会の発展に寄与できる教員であるべきことを明確にしている。また、教育に当たっては、学部の教育目標である、学生が社会に対する深い洞察力を持ち、紛争の予防又は解決の手段としての法制度の設計とその運用の基礎的能力を身につけることができるよう、授業方法の改善と授業内容の充実に取り組む授業方法の改善等のFD活動等を通じ、協力して学生への教育活動にあたることに加え、全学共通の教養教育及び外国語教育と法学部の専門教育との連関を念頭に置くことを定めた。さらに、法学部基本科目から応用展開科目まで、法的知識や法的なものの考え方（論理的思考力）について、学生が体系的に学び修得することができるよう教育を遂行する教員たるべきこととした。

研究においては、神奈川大学研究倫理綱領を遵守し、学問的良心に従って研究を自律的に遂行するとともに、教育の場においても個人の人格を尊重し、人種、性、宗教、思想及び信条などの違いによって差別することがないよう、高い倫理意識をもち公平、公正を保

つこととしている。

教員組織の編制方針については、本学部の開講科目との関連で十分な教員を各学科に配置することを大きな方針として定めた。その上で、学部開講科目との関連で十分な教員を各専門分野に配置すること、開講する授業科目又は演習指導を担当するに相応しい教員を適正に配置することとした。

《2 経済学部・経済学研究科》

本学部・研究科が求める教員像は、「研究に裏付けられた教育」を行い、第1章で述べた本学部・研究科の理念・目的の達成に貢献することを教育者・研究者の使命として自覚するものということである。また本学部・研究科は、コース制を採用するなどして、専門的研究に基づいた各教員による幅広い専門領域をカバーできるような教育及び教員全体による体系的教育が可能であるように教員組織の編制を行っている。

《3 経営学部・経営学研究科》

本学部が策定した求められる教員像はすでに本学ホームページに掲載されているが、重要な点を概略するならば、①国際社会で求められる問題解決能力とコミュニケーション能力を育成できる、②幅広い教養と、専門的、体系的知識を有機的に関連づけて、系統的に学生に教授できる、③国際感覚の重要性と地域文化の多様性について、自らの専門的経験を踏まえて伝え、また国際社会の実際の現場に引率するなど、生きた学問として学生に教授する、④国際社会及び地域に貢献する、⑤高い倫理的意識をもち公平、公正を保つという5点が挙げられる。さらに、本学部のカリキュラム上のコア科目並びに特徴的科目を中心に教育・研究実績に優れた専任教員を配置するとともに、多様な学生の要望に応えるべく非常勤講師の積極的な協力支援を得て、本学部の教員組織を編制している。

《4 外国語学部・外国語学研究科》

本学部・本研究科では大学全体の「求められる教員像」を踏まえつつ、学部・研究科の教育研究上の目的を達成するために、「外国語学部・外国語学研究科 求められる教員像」において5つの項目、すなわち①基礎学力の向上と人間的成長を支援する教員、②授業の改善に組織的に取り組む教員、③研究結果を社会に積極的に還元する教員、④研究科では自立した研究者及び国際的に活躍できる研究者を育てる教員、⑤高い倫理的意識を持ち、公平・公正を保つ教員と定めた。

また、教員組織の編制方針も大学の教員組織の編制方針を踏まえつつ、学部・研究科の教育研究上の目的を達成するために、「外国語学部・外国語学研究科 教員組織の編制方針」に同様に5つの項目、すなわち①適切な規模の組織、②年齢構成・男女機会均等に配慮しつつ、公正に編制する、③学科間での連携を図る、④研究水準について適切な結果が出るよう配慮する、⑤研究科では高い研究水準を保つよう厳正な任用を定めている。

教員像・編制方針ともに大学のホームページに掲載されており、学内外に広く公開されている。

《5 人間科学部・人間科学研究科》

本学部・本研究科では、学部・研究科の理念及び教育目標に基づき、人間に限りなく強い関心を抱き、それぞれの専門分野から研究と教育に従事するとともに、その成果を広く社会に還元する人材を、求められる教員像として定めている。

人間科学部人間科学科は、1学科に3つのコースを有する教育課程を設定している。こ

のことを踏まえ、本学部学科では3つのコースの専門性及びコース間の連携に適した教員構成とすることを編制方針としている。さらに学部開設時（2006年）から教員の年齢構成に偏りが観られたため、教員採用に当たっては年齢構成にも配慮してきた。このような編制方針は学部開設以来共有されてきたが、2012年度の自己点検活動において学部・研究科の健全な教育・運営を達成するための教員組織の編制方針として明文化された。

本学部には所属する専任教員は特任教員を含め33名である《資料Ⅲ-4 No.5》。その内訳は教授25名、准教授5名、助教3名である。コース別にはスポーツ健康コース9名（内特任教員2名）、心理発達コース16名（内特任教員2名）、人間社会コース8名（内特任教員1名）である。心理発達コースに教員が多いのは、教職課程や学生相談室を担当する教員（7名）も所属するためである。全体としては本学部の教育目標に適した教員構成と言える。なお、本学大学院学則《資料Ⅲ-5》に基づき、大学院設置基準に規定する資格に該当すると人間科学研究科委員会が認めた本学部専任教員20名（内訳は教授17名、准教授3名）が、大学院人間科学研究科の授業及び研究指導を担当している。

教員の年齢構成は、60歳以上の教員が48.5%、50歳代が12.2%、40歳代が24.2%、40歳未満が15.2%を占める《資料Ⅲ-4 No.7》。60歳以上が約半数を占める状態にあるが、前述のように学部開設以降年齢構成に配慮した採用人事を実施してきた。その結果50歳未満の割合が39.4%（2010年度27.3%）となり年齢構成の偏りは着実に是正されつつある。また、女性は33名中9名（27%）である。

本学部の非常勤講師は295名である。これは全学共通科目（教養科目、スポーツ科目、教職関連科目など）を担当する非常勤講師が人間科学部所属となっているためである。本学部開設科目の教養系科目の専任教員担当率が約30%であるのはそのためである。本学部の専門教育（専攻科目）は約60%の科目を専任教員が担当している。本学部の専攻科目をコース別に集計しても、専任の担当比率は各コースとも60%以上を占めており、適切に配置されている《資料Ⅲ-4 No.9》。

《6 理学部・理学研究科》

本学部・本研究科では、理学部教員としての人格、特に科学に対する情熱と現代社会に相応しい科学技術に関する倫理観を持ち、教育と研究活動にバランスのとれた教員によって学部組織を構築するという方針を定めている。年齢と能力のバランスを考慮した組織とするとともに、必ずしも退職教員の専門分野を充当することを目的とせず、将来を見据えながら、候補者を招いた講演会などの実施により、適正な教員組織となるように配慮している。また、本学部全体としての必要性を考慮して総合理学プログラム所属の科学技術英語担当教員を確保している。

《7 工学部・工学研究科》

博士後期課程の学生を指導できる能力・資質、教育者としての信念、教員に求められる役割の分担、組織における協調性と責任感、倫理観に関する5項目を、求められる教員像として、また、教育目的の達成に必要な分野をカバーする優秀な教員による組織構成、教員定数の最大限の活用、研鑽の機会の提供、採用における計画性、年齢構成などの合計7項目を、教員組織の編制方針として規定している。

《15 歴史民俗資料学研究科》

歴史学・民俗学に精通した高度な研究能力を有し、資料を適切に扱い活用できる高度職

業人養成能力を兼ね備えた教員像を目標としている。

教員組織の編制方針については、日本における歴史学・民俗学の発展を背景に、資料学の新たな研究領域を開拓する能力を持ち、歴史資料学、民俗資料学、非文字資料学の3つの分野に対応する教員を配置する。

歴史学分野は研究対象とする時代別のバランスに問題があり、民俗学分野では、留学生の急増に教員が対応しきれず学生と教員の数的アンバランスが生じている。非文字資料学分野の専任教員数は他の分野とバランスがとれていない。

本研究科教員は日本常民文化研究所の専任研究者を兼任し、その下部組織である非文字資料学研究センターと国際常民文化機構の運営をも担っているため、負担が過重になる傾向がある。

《16 法務研究科》

本研究科は、本学の教員組織編制方針に則り、本研究科の理念、教育研究上の目的及び教育目標を達成するために教員組織の編制方針を定めている。

専任教員のうち研究者教員11名は、いずれも5年以上の教育経験を有し、担当科目について最近5年間の研究業績がある。実務家教員4名は、いずれも5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有している。

また、法律基本科目の各科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、専任教員を1名以上配置している。